女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)〔抄〕(第三条関係)

第八章 職場における優越的な関係を背景と等の禁止等(第三十条の二・第三十条の二・第	条) 保進等の措置(第二十八条	理の改善、再	るための措置等(第二十四条―第二第六章 事業主による再就職の援助を促進す	三条) 第五章 職業転換給付金(第十八条—第二十	七条)	第三章 求職者及び求人者に対する指導等	第二章 基本方針(第十条―第十条の三) 第一章 総則(第一条―第九条)		修正案	
第八章		第 七 章	第 六 章	第 五 章	第 四 章	第三章	第二章章	目		
職場における優越的な関係を背景と	籴	の雇用管理の改善、再記)	るための措置等(第二十四条―第二事業主による再就職の援助を促進す	三条) 職業転換給付金(第十八条—第二十	七条)職業訓練等の充実(第十六条・第十	(第十一条―第十五条) 求職者及び求人者に対する指導等	基本方針(第十条―第十条の三)総則(第一条―第九条)		原案	(旁線部分は原案による改正部分、
		第 七 章	第六章	第 五 章	第 四 章	第三章	第二章章	目	音子	) 发正部分、
	条	外国人の雇用管理の改善、再就職の十七条)	るための措置等(第二十四条―第二事業主による再就職の援助を促進す	三条)	七条) 電業訓練等の充実(第十六条・第十	(第十一条―第十五条) 求職者及び求人者に対する指導等	基本方針(第十条―第十条の三)総則(第一条―第九条)		現行。そ何コ音の	網事部分は修正案こよる修正部分)

護休業等育児又は家族介護を行う労働者の三 労働者の就業環境を害する育児休業、介項に規定する言動	号)第十一条第一項又は第十一条の三第一に関する法律(昭和四十七年法律第百十三	<ul><li>おする男女の勾等な幾合及が寺馬の権保等二 労働者の就業環境を害する雇用の分野にの三第一項に規定する言動</li></ul>	一 労働者の就業環境を害する第三十条の二環境を害する言動を行つてはならない。	げる言動その他の職場における労働者の就業	第三十条の二 何人も、労働者に対し、次に掲	(労働者の就業環境を害する言動等の禁止)	言動等の禁止等	第七章の二 労働者の就業環境を害する	附則	第十章 雑則(第三十三条—第四十一条)	十一条・第三十二条)	第九章 国と地方公共団体との連携等(第三二の三一第三十条の八)	業主の講ずべき措置等(第三十条のした言動に起因する問題に関して事
					〔新設〕			〔新設〕	附則	第十章		第九章	
										雑則(第三十三条—第四十一条)	十一条・第三十二条)	国と地方公共団体との連携等(第三二―第三十条のリ)	業主の講ずべき措置等(第三十条のした言動に起因する問題に関して事
									附則	第九章		第八章	
										雑則(第三十三条—第四十条)	十一条・第三十二条)	国と地方公共団体との連携等	

(就業環境加害言動救済委員会)不利益を与えてはならない。	て、当該労働者に対し、その労働条件につき	害する言動に対する労働者の対応を理由とし	2 何人も、職場における労働者の就業環境を	号)第二十五条第一項に規定する言動	福祉に関する法律(平成三年法律第七十六	
------------------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	-------------------	---------------------	--

〔新設〕

2 第三十条の二の二 つて組織する。 会は、職場における労働者の就業環境を害す る言動等に関して優れた識見を有する者をも 就業環境加害言動救済委員会は、 就業環境加害言動救済委員 中央就業

5 4 環境加害言動救済委員会を置く。 た場合の当該申立てに係る事件の審査 定に違反する事実があつた旨の申立てを受け 就業環境加害言動救済委員会は、 都道府県知事の所轄の下に、 都道府県就業 前条の規 申立

3

国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二

境加害言動救済委員会とする。

環境加害言動救済委員会及び都道府県就業

環

十号)

第三条第二項の規定に基づい

て、

中央就業環境加

害言 厚生

動救済委員会を置く。 労働大臣の所轄の下に、

(雇用管理上の措置等) (雇用管理上の措置等) (雇用管理上の措置等)	必要な事項については、別に法律で定める。 (雇用管理上の措置等) (雇用管理上の措置等) (雇用管理上の措置等) で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害さいます。
	6 就業環境加害言動救済委員会は、その事務を行うために必要があると認めるときは、関を行うために必要があると認めるときは、関い、前各項に定めるもののほか、就業環境加害言動救済委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員、救済命令等に違反した場合の罰の他の職員、救済命令等に違反した場合の罰別その他就業環境加害言動救済委員会は、その事務の他の職員、救済命令等に違反した場合の罰別その他就業環境加害言動救済委員会は、その事務の他の職員、救済命令等に違反した場合の罰別をの他就業環境加害言動救済委員会は、その事務の他の職員、救済命令等に違反した場合の罰別をの他就業環境加害言動救済委員会に関し
	大の請求に係る救済の全部若しくは一部を認

〔新設〕

新設」	第三十条の四 第三十条の二第一項及び第二項(紛争の解決の促進に関する特例)	第三十条の四第三十条の二の三第一項及び第(紛争の解決の促進に関する特例)
	する。 する。 お二項の規定は、指針の変更について準用	する。  「する。」  「おいっとは、おおの変更について単月
	前に負う見ぎは、言十つと同滞なく、これを公表するものと	- 前二頁の見三は、 滞なく、これを公表
	5 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅	5 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅
	くものとする。	くものとする。
	は、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴	は、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴
	4 厚生労働大臣は、指針を定めるに当たつて	4 厚生労働大臣は、指針を定めるに当たつて
	のとする。	のとする。
	この条において「指針」という。)を定めるも	この条において「指針」という。)を定めるも
	つ有効な実施を図るために必要な指針(以下	つ有効な実施を図るために必要な指針(以下
	業主が講ずべき措置等に関して、その適切か	業主が講ずべき措置等に関して、その適切か
	3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事	3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事
	をしてはならない。	をしてはならない。
	該労働者に対して解雇その他不利益な取扱い	該労働者に対して解雇その他不利益な取扱い
	した際に事実を述べたことを理由として、当	した際に事実を述べたことを理由として、当
	と又は事業主による当該相談への対応に協力	と又は事業主による当該相談への対応に協力
	2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこ	2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこ
	ばならない。	ければならない。
	その他の雇用管理上必要な措置を講じなけれ	整備その他の雇用管理上必要な措置を講じな
	じ、適切に対応するために必要な体制の整備	に応じ、適切に対応するために必要な体制の

労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに とあるのは「労働施策の総合的な推進並びに 大条までの規定は、前条第一項 一門七年法 一門十七年法	第三十条の七 雇用の分野における男女の均等 第三十条の七 (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停) (調停)	三十条の六 [略] 第 (調停の委任)	者 2 第三十条の 第三十条の	ら第十九条までの規定は適用せず、次条から 第百十二号)第四条、第五条及び第十二条か との間の紛争については、個別労働関係紛争 間の紛争について に定める事項についての労働者と事業主 に定める事項について
は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の法第十九条第一項中「前条第一項」とあるの続について準用する。この場合において、同について準用する。この場合において、同いのでは、前条第一項の調停の手口が機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和は機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和は、	三十条の七 雇用の分野における男女の均等(調停) (調停) 項の申請をした場合について準用する。	(略) (略) (略)	でに定めるところに、 (略) (略)	十二号)第四条、第五条及び第十二条から第三十二号)第四条、第五条及び第十二条から第決の促進に関する法律(平成十三年法律第百限の紛争については、個別労働関係紛争の解に定める事項についての労働者と事業主との
	新設〕	新設」	新設	

五条第 第三十条の四」と読み替えるものとする。 用の安定及び職 業場」とあるのは 第三十条の六第 関する法律 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の 項中 (昭 「第十八条第一 和 業生活の充実等に関する法 四十一年法律第百三十二号) 項」と、 「事業所」と、 同法第二十条中 項 とあるのは 同法第二十 事 雇 律

(助言、指導及び勧告並びに公表)

第三十三条 〔略〕

2

は、 項の規定による勧告をした場合において 第三十五条及び第三十六条第一 条の六第二項において準用する場合を含む。 及び第二項 0 勧告を受けた者がこれに従わなかつたとき 厚生労働大臣は、 その旨を公表することができる。 の規定に違反している事業主に対し (第三十条の五第二項及び第三十 第三十条の二 項において同 の = 第 そ 項 前

(資料の提出の要求等)

十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三第三十五条。厚生労働大臣は、この法律(第二

施策の 条の四」と読み替えるものとする。 とあるのは 条の六第 律 雇 定及び職業生活の充実等に関する法律第三十 項中 用の安定及び職業生活の充実等に関する法 (昭和四十 総合的な推進並びに労働者の 「第十八条第一項」とあるのは 項」と、 「事業所」 年法律第百三十二号) 同法第二十条中 と 同 法第二十五条第 雇用 「事業場」 第三十 「労働 0 安

(助言、指導及び勧告並びに公表)

第三十三条 〔略〕

2 六第二 規定による勧告をした場合において 第二 その旨を公表することができる。 告を受けた者がこれに従わなかつたときは の規定に違反している事業主に対し 十五条及び第三十六条第一項において同じ。) 厚生労働大臣は 項 項において準用する場合を含む。 (第三十条の五第二項及び第三十条の 第三十条の二 第 項及び その勧 前項 第三

(資料の提出の要求等)

十七条第一項、第二十八条第一項並びに第三第三十五条 厚生労働大臣は、この法律(第二

(助言、指導及び勧告)

第三十三条 〔略〕

〔新設〕

(資料の提出の要求等)

十七条第一項及び第二十八条第一項を除く。)第三十五条 厚生労働大臣は、この法律(第二

(船員に関する特例) 第三十八条 この法律 (第一条、第三十六条第 第二十八条 この法律 (第一条、第四条第一項 第十四号及び第二項、第八章 (第三十条の七 及び第三十条の八を除く。)、第三十三条、第 三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一 条を除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和 こ十三年法律第百三十号)第六条第一項に規 定する船員 (次項において「船員」という。) については、適用しない。	(報告の請求) 第三十六条 厚生労働大臣は、事業主から第三 に関し必要な事項について報告を求めること ができる。	求めることができる。業主に対して、必要な資料の提出及び説明を行するために必要があると認めるときは、事十条の二の三第一項及び第二項を除く。)を施
(船員に関する特例) 第三十八条 この法律 (第一条、第三十六条第一項第三十八条 この法律 (第一条、第四条第一項 及び第三十条の八を除く。)、第三十三条、第三十六条第一項、前条第一項並びに第四十一条を除く。)の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(次項において「船員」という。)については、適用しない。 船員に関しては、第三十条の二第三項に規定する船員(次項において「船員」という。)	2 (報告の請求) 十条の二第一項及び第二項の規定の施行に関 十条の二第一項及び第二項の規定の施行に関 きる。	ることができる。 に対して、必要な資料の提出及び説明を求めるために必要があると認めるときは、事業主十条の二第一項及び第二項を除く。) を施行す
(適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用とない。 関定する船員については、適用しない。 (適用除外) (適用能用於例) (適用能用於例) (適用能用於例) (適用除外) (適用能用於例) (適用能用能用於例) (適用能用能用能用能用於例) (適用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能用能	第三十六条 〔新設〕	説明を求めることができる。は、事業主に対して、必要な資料の提出及びを施行するために必要があると認めるとき

3 輸局長 るのは 中 るのは 中 中 通政策審議会」と、 から指名する調停員」 員会」とあるのは 条の六第一 第一項、第三十条の六第一項及び前条第一項 三第四項中 令」とする。 せん員候補者名簿に記載されている者のうち 六及び第三十八条第三項」 三十条の八まで」とあるのは「、第三十条の 項及び前条第一項中 「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省 「第三十五条及び第三十六条第一 「都道府県労働局長」とあるのは 「第三十六条第一項」 (運輸監理部長を含む。)」 国土交通大臣 項中 「労働政策審議会」とあるのは 「第六条第一 「第二十一条第三項のあつ 第三十条の四中 と 「厚生労働大臣」 کے 第三十三条第二項 と と 項の紛争調整委 第三十条の二の 第三十条の五 と 前条第 項」 「から第 第三十 「地方運 とあ とあ 「交 項 中 は

[略]

(適用除外)

第三十八条の二 章の規定の施行に関するものに限る。)及び第 第三十条の八まで、 (第二十七条を除く。 第六条から第九条まで、 第三十三条第一 第三十条の四 項 (第十 から 第六

> 働省令」とあるのは 項中 三十六条第 者名簿に記載されている者のうちから指名す るのは 輸監理部長を含む。)」と、 府県労働局長」とあるのは 第三十条の六第一項及び前条第一項中 第三十八条第三項」 の八まで」とあるのは「、第三十条の六及び 審議会」と、 及び前条第一 五条及び第三十六条第一 る調停員」と、 「労働政策審議会」とあるのは「交通政策 「国土交通大臣」 「第六条第一項の紛争調整委員会」とあ 「第二十一条第三項のあつせん員候補 項中 項」と 第三十条の四中 第三十三条第二項中「第三十 と ح 厚生労働大臣」 「国土交通省令」とする。 前条第 第三十条の五第 項」とあるのは 第三十条の二 第三十条の六第 地方運輸局長 「から第三十条 項中 とあるの 「厚生労 一第四 「都道 項、 項

3 [略]

(適用除外)

第三十八条の二 章の規定の施行に関するものに限る。)及び第 第三十条の八まで、 章 (第二十七条を除く。) 第六条から第九条まで、 第三十三条第一項 第三十条の四 ( 第 八 一から 第六

〔新設〕

〔新設〕

置法 律 適用を受ける裁判所職員、 条第二号の職員を除く。) 公務員(行政執行法人の労働関係に関する法 の三及び第三十条の三の規定は一般職の国家 務員及び地方公務員について、 国会職員及び自衛隊法(昭 二十二年法律第八十五号)第一条に規定する 百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に 二項並びに第三十六条第一項の規定は国家公 ついては、 (昭和二十三年法律第二百五十七号) 第二 (昭和二十六年法律第二百九十九号)の 適用しない。 和二十九年法律第 国会職員法 裁判所職員臨時措 第三十条の二 ( 昭 和

号)第二条第五項に規定する隊員については 及び自衛隊法 号の職員を除く。) 員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭 務員及び地方公務員について、 法律第八十五号)第一条に規定する国会職員 ける裁判所職員、 和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受 和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二 及び第三十条の三の規定は一般職の国家公務 二項並びに第三十六条第一項の規定は国家公 適用しない。 (昭和二十九年法律第百六十五 国会職員法 裁判所職員臨時措置法 (昭和二十二年 第三十条の二 昭

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)〔抄〕(第五条関係)

	(傍線部分は原案による改正部分、	改正部分、網掛部分は修正案による修正部分)
修正案	原案	現行
(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇	(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇	
用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	
の適用に関する特例)	の適用に関する特例)	
第四十七条の四 労働者派遣の役務の提供を受	第四十七条の四 労働者派遣の役務の提供を受	〔新設〕
ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣	ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣	
労働者の当該労働者派遣に係る就業に関して	労働者の当該労働者派遣に係る就業に関して	
は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者	は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者	
もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主と	もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主と	
みなして、労働施策の総合的な推進並びに労	みなして、労働施策の総合的な推進並びに労	
働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関	働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関	
する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)	する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)	
第三十条の二の三第一項及び第三十条の三第	第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項	
二項の規定を適用する。この場合において、	の規定を適用する。この場合において、同法	
同法第三十条の二の三第一項中「雇用管理上」	第三十条の二第一項中「雇用管理上」とある	
とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」と	のは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。	
する。		

〇女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一 部を改正する法律案(第百九十八回国会閣法第三十八号)〔抄〕

修 正 案 原 案 掛部分は修正案による修正 部分)

第二条 は、 む。 第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 推 施 働 の三 進法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含 策総合推進法」という。) 著の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 準 この法律の施行前においても、 備 に規定する指 一第三 行為) 第三条の規定による改正後の労働 一項から第五項まで 針 の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為 第三十条の二の三第三項 (これらの規 新労働施策総合推進法第三十条の 施 策 定を新労働 0 総合的な推進並びに労 (新労働施策総合 施 ( 以 下 策 **糸総合推** 「新労働 の規 進法

(中小事業主に関する経過措置)

定

0)

例により行うことができる。

第三条 定 1 使 ビス業を主たる事業とする事業主については五千万円、 1 V る であって、 ては百 める日までの間、 用する労働者の数が三百人 事業とする事業主については一億円) ては五十人、 7 は 中 公布 小 事業主 その資本金の額又は出資の総額が三億円 以下であるものをいう。 0 卸売業又はサー 日 から起算して三年を超えない (国 新労働施策総合推進法第三十条の二の三第一項 地 方公共団体及び行政執行法人以外の事業主 (小売業を主たる事業とする事業主に ビス業を主たる事業とする事業主に 次条第二項において同じ。)に 以下であるもの及びその常 範囲内において政令で (小売業又はサー 卸売業を主た ( 第 時 0 0 9

(準備行為)

第二条 法律の施行前においても、 規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、 **法第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に** 働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 行うことができる。 から第五項まで 施策総合推進 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 第三条の規定による改正後の労働 法」という。) (これらの 規定を新 新労働施策総合推進法第三十条の二第三項 第三十条の一 労働 一第三項 施 施策の総合的 策 総 合推 (新労働 進 の規定の例によ 法第三十八条第 な推進並 ( 以 下 施策総合推 新 立びに労 この 労働 進

(中小事業主に関する経過措置)

第三条 使用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主 定める日までの間、 ビス業を主たる事業とする事業主につい V 11 る事業とする事業主については一 であって、 1 ては、 ては百 ては五十人、 中 公布の 小 その資本金の額又は出資 事業主 以 下であるものをいう。 卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主に 日から起算して三年を超えない 国、 新労働施策総合推進法第三十条の二第 地方公共団 億円) の総 体及び行政執行法人以 次条第二項において同じ。) ては五千万円、 額が三億円 以下であるもの 範囲 内に (小売業又はサー おいて政令で 及びその常時 卸売業を主た 外の 項 事 (第五 業 0 主 0 0

とあ び る 遣 五. 適 定を新労働施 第三十条の四 五. て適用する場合を含む。 第三十 条中 のは 用する場合を含む。) 労働 条の いるのは 規定による改正 者の保護等に関する法 -条の二 並 第三十条の二の三 びに第三十条の二の三第一 「講じるように努めなければ」 策総合推進法第三十八条第二項の の三 第三十三条第二項及び第三十六条第一 第二項」 中 後 次条第二項において同じ。) の労働 第一 「第三十条の二の三第 とする。 律第四十七 項 者派遣事 ٢, 項及び第一 新労働: 業 条 と、 0 0 兀 適正 施策総合推進法第三十 規定により読み替えて 新労働施策総合推進法 0 三項」 一項及び第二項」とあ 規定により な運営の 中「講じなけ 項 とあるのは (これらの規 確保及び 読 み替 れ 及 ば え 派

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

## 第四条 〔略〕

2

紛 名 法第三十八条第二項 る 項 0 に %定にか するあっせん員に係属して 関 い 事 争であって、 0 前 項につ ては、 する法律第六条第 規定により読み替 条 の政令で定める日に かわらず、 労働 ての 新 労働 施 労働者と中 な 0 策 総合推 お 規定に 施 えて適用する同法第 従 項 策総合推進法第三 前 おい  $\mathcal{O}$ により 0 進 7) 紛 小 例による て現に 法第三十条 事業主との る同法第五 争 ·読み替えて適用する場合を含む。) 調整委員会又は同法第二 個 別 0 間 条 第 五. 労 0 一条第 働 兀 条の二の三第 関係 紛争に該当するもの (新労働 項の 項 紛争 あ の規定により指 施 0  $\mathcal{O}$ 十一 せんに係 策総合推進 解決の促 項に定え 条第 0) に 進 8 る

> とあ 条 第三十条の四、 労 びに第三十条の二第一 は 適用する場合を含む。) 定を新労働施策総合推 適用する場合を含む。 第二項」とする。 働者 の規定による改正 第三十条の二 るの  $\mathcal{O}$ は 保護等に関する法律第四 「講じるように努めなけ 第三十三条第二項及び第三十六条第 一第二 後 項 項及び 次条第二項に 中 進法第三十八条第二 0) 労働 と 第 第二 者派 新 三十条の二第 労働施策総合推進法第三十五 項 + 遣 おいて同じ。) れば」 七 事 とあるのは 条の 業 0 ٢, 項の規定により読み替えて 適 兀 一項及び第二項」とあるの 0 正 規定により 新労働施策総合推 な 中 運 「及び第三十条の 営 「講じなけ 項 0 確保及 これ 読 み替 条中 らの び れ ば 「えて 進 派 並 規 法 遣

|紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置|

## 第四条 〔略〕

2

ては、 項に 名するあっせん員に 三十八条第二項 紛 項 にかかわらず、 に 関 争であって、 0 前 規定により読み替 つい する法律第六条 条 0 新 労働 ての 政令で定 施 労働者と中 新労働 0 な 策総合推 お従 規定により読み替えて適用する場合を含む。) める日に 係属している同法第五条第 第一 前 「えて 施策総合推進法 進 小 項 例による 法第三十 事業主と 適用する同 おいて現に 0 紛争 調整 条 0 第三 0) 間 法 委員会又は 個 第五 0 兀 別 十条の二第 労働関 紛争に該当するもの 一条第 新 労働 係 項 同 項 0 法第二十一 紛 施 策総合推進 あっせんに 0 争の解決 項に定め 規定によ 0) 条第 に 0) る事 り指 促進 規 法 係 つ 定 第 る